

写真業者のインターネット販売について

平成 22 年 11 月 12 日

◎提案にいたる経緯

平成 22 年度の全道剣道大会（中標津町）で、写真業者がインターネット販売を行う旨のチラシを配付していたとの情報が寄せられた。

写真業者に関しては、基本的には開催地実行委員会で判断し、撮影・販売の許可を与えてもらっている。開催地に確認したところ、該当の業者は挨拶には来たが、販売方法等詳しい事は説明することなく販売を行っていたとのこと。

（財）日本中体連に確認したところ、全国中学校体育大会では「写真業者の選手撮影許可要項」にのっとり、個人情報保護の観点からインターネット販売に関しては一切許可していない。

該当の業者には開催地実行委員会よりすぐに連絡を入れ、事情を説明し是正をお願いした。

上記の理由により、北海道中体連として、北海道中学校体育大会のより健全な運営のため、写真業者の選手撮影に関して以下のように提案する。

1. 今後の進め方

(1) 平成 22 年度冬季大会に向けて

①平成 22 年度第 2 回理事会において、写真業者許可に関する確認を行う

- ・大会実行委員長のもと、開催地実行委員会で判断し撮影・販売の許可を与える
- ・その際、販売方法について確認し、インターネット上に写真を掲載して申し込みを受け付けるなどの販売は行わないことを確認する（申し込みのみインターネットを利用する場合はこれに含まない）。

※平成 23 年度の夏季及び冬季大会もこの押さえで行くことを確認（H23.5.9）

(2) 北海道中学校体育連盟写真業者の選手撮影許可要項（仮）の作成について

- ①平成 22 年度第 2 回理事会において、上記要項の作成及び、骨子について提案する
- ②平成 23 年度第 1 回理事会において、上記要項（案）を提案し、正式に決定する。
- ③上記要項については、平成 24 年度大会より施行する。

2. 北海道中学校体育連盟写真業者の選手撮影許可要項（仮）の骨子について

(1) 許可について

- ①開催地実行委員会の判断で許可できるものとする。
- ②審査の際、販売方法について事前に確認する（インターネット上に写真を掲載するなどの販売方法は許可しない）。
- ③開催地実行委員長名での許可証を発行する。

(2) 撮影について

- ①撮影場所、撮影条件等について、開催地実行委員会の指示を受け、大会運営に支障をきたさないように配慮して撮影する。指示に従わない場合は、撮影を止めさせることもある。
- ②撮影者は、開催地実行委員会が発行した許可証を身につけ、報道関係用のビブスを着用するものとする。

3. その他

(1) 許可を与える条件について

- ①写真（ビデオ）業者の個人情報保護方針の提出を求める
- ②北海道中体連個人情報保護方針に基づき、「業者に課せられる義務」を明示する。
（例）利用目的の特定、安全管理に関する措置、第三者提供の制限、本人からの開示等の要求及び苦情に対する対応